

特別寄稿



マイナンバー制度と個人情報保護法

～マイナンバー制度の導入と企業の対応～

情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科 教授 湯浅壘道

[前編]

湯浅壘道 (ゆあさはるみち)

1970年生まれ。青山学院大学法学部卒業。慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程退学。九州国際大学法学部教授、副学長を経て2011年より情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授。埼玉県特定個人情報保護評価委員会委員長、埼玉県本人確認情報保護審議会会長、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員、渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会委員、一般財団法人日本データ通信協会電気通信個人情報保護推進センター諮問委員会委員長、(株)ベネッセホールディングス情報セキュリティ監視委員会委員。情報ネットワーク法学会副理事長、日本セキュリティ・マネジメント学会常任理事。著書に『被災地から考える日本の選挙—情報技術活用の可能性を中心に—』(共編著、東北大学出版会、2013年)など。

マイナンバーの仕組みと役割

2013年5月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」が制定・公布された。

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)とは、住民票を有するすべての国民(中長期在留者、特別永住者などで住民票がある外国人を含む)に一人一つの12桁の個人番号(マイナンバー)を振って、社会保障、税、災害対策、その他の行政手続において利用するというものである。従来も、個人や法人に対しては、年金、租税、旅券、健康保険などに関する番号(識別子、ID)が振られて利用されていた。しかし、これらの番号は、各行政機関、自治体などがそれぞれ独自に付番していたので、相互に連携していなかった。

マイナンバーは、次のような仕組みにより、これらの番号を相互に突合する役割を担うこととした。

①「付番」=国民及び住民票を有する在留外国人に固有の「個人番号」を割り当てる。個人番号は、基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連づけて新たに付番し、その際に悉皆性(全員に付番)と唯一無二性(重

複がないように一人1番号を付番)を実現する。

②「情報連携」=複数の公的部門でそれぞれ番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する。

③「本人確認」=個人が本人性を証明するための仕組みとして、ICチップを内蔵した「個人番号カード」を交付する。個人番号カードの券面とICチップには、個人番号と基本4情報、顔写真を記載する。

これまでは、運転免許証やパスポートなどが本人確認のために利用されてきたが、今後は個人番号カードによって本人確認が行えるようになる。

他方で、個人番号は、きわめて広い範囲の行政手続で利用されるため、マイナンバー法の中でシステム上の安全措置について規定すると共に、第三者機関による監視を行うこととした。2014年1月、個人番号その他の特定個人情報の監視等を行う機関として特定個人情報保護委員会が発足した。特定個人情報保護委員会は、国家公安委員会や公正取引委員会と同じように独立性の高いものとなっている。

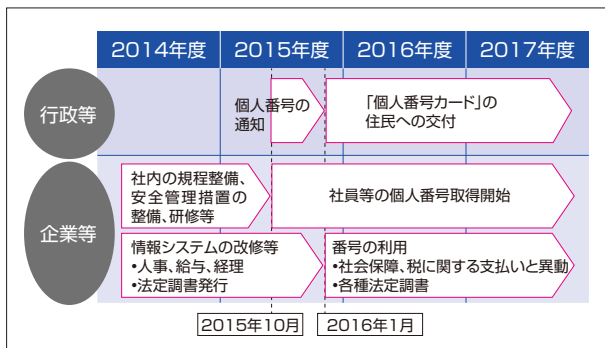
2016年1月から個人番号の利用が開始

マイナンバー制度の導入スケジュールは、次のように予定されている(図1)。

まずは2015年10月から個人番号の通知が開始される。個人番号は、数字のみで構成される12桁の番号となる。個人番号は、個人番号を記載した紙製の通知カードを、住民票のある市区町村から住民票の住所地に世帯単位で郵送する方法で通知する予定となっている。

2016年1月以降、この通知カードを市区町村の窓口に参加するなどの方法により、個人番号カードの交付を受けることが可能となる予定である。

(図1) マイナンバー制度の導入スケジュール



その後、2016年1月から個人番号の利用が開始される。個人番号の利用目的は、次のようにマイナンバー法で定められており、規定されている以外の目的での提供、収集や利用は禁じられている（図2）。

2016年1月から利用されることとされているのは、税金関係の調書類（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書など）である。

違反行為には罰則が適用される

ところで、マイナンバー制度は、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）とは大きく異なる点がある。それは、国民は自分の個人番号を税金の申告等の際に提供しなければならず、企業や団体は、従業員等から個人番号を収集し、前述した申請書・申告書・調書等に記載して提出しなければならないということである。

その際、個人番号は、前述したように各種の番号を突合する役割も担うため、不適切に取り扱うと個人のプライバシーを侵害する恐れがある。番号と結びつけられる個人情報の中には秘匿性の高いものが含まれており、個人情報の保護には万全を期すことが求められる。このため、個人番号の取り扱いに関してはマイナンバー法上のさまざまな制約や義務が課されている。主なものとしては、個人番号の利用に関する制約（利用範囲の制限、提供の求めの制限、本人確認の措置）と、個人番号の安全管理措置、利用目的を達成した後の廃棄義務などがある。

また企業等においては、個人情報を含む各種の情報を取り扱う業務を外部の事業者へ委託することが一般的となっており、個人情報保護法においても、委託先の監督

(図2) 個人番号の利用目的

| | |
|------|--|
| 社会保障 | 年金・・・資格取得・確認・給付 労働・・・雇用保険関係 福祉・・・生活保護、介護保険その他 医療等・・・医療保険等 |
| 税 | 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 |
| 災害対策 | 被災者台帳、被災者生活再建支援金等 |
| その他 | 社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定めるもの |

義務規定を置いていた（22条）。しかし近時では、委託者Aから受託した事業者Bがさらに別の事業者Cに再委託し、Cがさらに受託者Dに再々委託するという場合もあり、もとの委託者Aは業務を行っているDの実態を把握できないというような場合も散見される。このため、マイナンバー法では監督義務（11条）と並んで再委託の制限を規定し（10条）、受託者は委託者の許諾を得た場合に限って再委託することができるとした。上述したような事例では、Aの監督義務は、BだけではなくCやDにも及ぶと解される。

なお、マイナンバー法では違反行為には企業の従業員等に直接罰則が適用されることがあるほか、特定個人情報ファイル等の不正提供（67条）、個人番号の不正提供または盗用（68条）の場合には従業員と企業の両方に罰則を科す両罰規定を置いている。

利用開始時までにはすべきこと

企業の置かれている環境が変化し、従業員等の働き方も多様化しているだけに、マイナンバーの実務に関しては今後さまざまな問題点が発生することも予想される。残り1年を切っている個人番号の利用開始時までには、企業や団体は給与や経理等のシステムを改修して前述の申請書・申告書・調書等を作成・発行できるようにすると共に、マイナンバー法に定められた義務を遵守できるように組織内の情報システムや体制を整備しなければならない。企業等が個人番号を従業員等から収集することが可能となるのは、2015年10月の個人番号通知開始以降だが、そのためには、情報システムや取り扱いの体制の整備が必要である。マイナンバー制度への対応は、企業にとっての喫緊の課題になっているといえよう。